

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第36条 研究科(総合生存学館、地球環境学舎及び経営管理教育部を含む。以下同じ。)に博士課程を置く。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。</p> <p>3 博士課程(前項ただし書の博士課程を除く。)は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。</p> <p>4 文学研究科京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻及び医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の博士課程は、国際連携専攻(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第35条第1項の規定による外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻をいう。以下同じ。)とし、それぞれ前期2年及び4年の課程とする。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>第36条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5～8</p> <p>(同 左)</p>
<p>(中 略)</p> <p>第37条 } (略)</p> <p>2</p> <p>3 医学研究科及び薬学研究科の博士課程(第36条第2項ただし書の博士課程に限る。以下同じ。)に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p>	<p>第37条 } (同 左)</p> <p>2</p> <p>3 医学研究科及び薬学研究科の博士課程(医学研究科医学専攻、医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程に限る。以下同じ。)に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p>
<p>(1)～(8) } (略)</p> <p>4</p> <p>(中 略)</p> <p>第43条 } (略)</p> <p>2</p> <p>3 当該研究科において必要と認めるときは、学部若しくは他の研究科等(研究科又は公共政策教育部をいう。以下同じ。)の科目を履修させ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(1)～(8) } (同 左)</p> <p>4</p> <p>第43条 } (同 左)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(同 左)</p>

改正前	改正後
<p>第46条 学生で、他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望するものには、それぞれ前条第1項又は第2項に定めるものと同様の要件及び手続により、これを許可することがある。ただし、修士課程及び一貫制博士課程の修士課程に相当する年次の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。</p> <p>2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究科の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程又は医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>第46条</p> <p>2</p> <p>(同左)</p>
<p>第47条 疾病その他の事由により、3月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。</p> <p>2 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対しては、研究科長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。</p> <p>3 休学は、修士、博士後期の各課程、一貫制博士課程並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程において、それぞれ通算3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対し、一貫制博士課程においては、なお、2年以内の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程においては、なお、1年以内の休学を許可することができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>第47条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(同左)</p>
<p>第50条 } (略)</p> <p>2・3</p> <p>4 医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了の要件は、同課程に4年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、国際連携専攻の博士課程の修了の要件は、第49条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、第49条第2項の規定中「修士課程」とあるのは「博士課程」と読み替える。</p>	<p>第50条 } (同左)</p> <p>2・3</p> <p>4 医学研究科<u>医学専攻</u>及び薬学研究科<u>薬学専攻</u>の博士課程の修了の要件は、同課程に4年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>5 } (同左)</p>

改正前	改正後
<p>6 第1項、第2項及び第4項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては1年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が2年未満のものにあつては、その在学期間を含めて3年）以上の、一貫制博士課程にあつては3年（第39条第1号に該当して入学した者で、修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者にあつては、大学院における2年以内の在学期間を含めて3年）以上の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程にあつては3年以上の在学をもつて足りるものとするができる。</p> <p>7 在学年限は、博士後期課程及び医学研究科の博士課程（京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻に限る。）においては6年を、一貫制博士課程においては10年を、医学研究科の博士課程（京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻を除く。）及び薬学研究科の博士課程においては8年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。</p> <p>（中略）</p> <p>第56条 博士後期課程を修了した者、一貫制博士課程を修了した者並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。</p> <p>（後略）</p>	<p>6</p> <p>7</p> <p>第56条 （同左）</p> <p>附則 この規程は、平成31年4月23日から施行する。</p>